

# 記載例

(教授等の届出)

## 租税条約に関する住民税の届出書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十一条に基づき次のとおり届け出ます。

令和 元 年 3 月 15 日

三戸町長 殿

住民税の免除を受ける者	氏名	Taro Sannohe		
	住所(居所)	三戸町大字梅内字桐蔭1-1		
	生年月日	昭和60年4月1日	国籍	アメリカ合衆国
	入国年月日	平成29年7月24日	在留資格	外国語指導助手
	在留期間	平成29年8月1日～令和元年7月31日		
	入国前の住所	カリフォルニア州ロサンゼルス郡ウエストコビナ市1-4-1		
租税条約の規定に基づく所得税の免除について	所得税については、日本国と <u>アメリカ合衆国</u> との間の租税条約第20条第1項により、租税条約に関する届出書を平成29年8月3日に税務署に提出して免除を受けています。			
免税となる所得	支払者名称	三戸町長		
	支払者所在地	三戸町大字在府小路町43番地		
	契約期間	平成29年7月25日～平成30年7月24日		
	所得の種類	報酬	支払金額	月額280,000円
	職業	外国語指導助手	支払方法	口座振込
その他参考となるべき事項				

添付書類

- ・租税条約に関する届出書（税務署の受付印があるもの）

※ 本届出書は、租税条約の対象期間中の所得について、毎年3月20日までに提出が必要です。